

令和8年度4月入所 保育所・認定こども園(2号・3号認定)入所(園)の手続き

●申込期間・申込場所

申込期間		申込場所 および面接日時	申込時間	決定通知 (発送予定)
第1次募集	令和7年10月1日(水) ～10月20日(月) ※土・日・祝除く	第1希望の施設(保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業所) 面接日時および場所:裏面のとおり	【公立施設】 8時30分～ 17時15分	12月26日
第2次募集	令和8年1月15日(木) ～1月30日(金) ※土・日・祝除く	公立の施設を入所希望の方は希望する施設へ 面接日時:受付時に希望の公立施設で行います。 ※施設に事前連絡し、面接日をご相談ください。 私立の施設を入所希望の方は市役所保育課へ 面接日時:受付時に市役所保育課で行います。 ※事前連絡は不要です。	【私立施設】 開園時間中 (施設によって異なります) 【第2次募集以降 保育課に提出する場合】 8時30分～ 17時15分 月曜日のみ19時まで	2月27日

●提出書類 申込期間に下記書類一式をご提出ください。

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 特定教育・保育施設等入所(園)申込書…申込書に記載の「記入上の注意」をよく読んでご記入ください。
- (2) 児童の状況…お子さまの保育状況や健康状態、祖父母の状況等を確認するための書類です。記入漏れのないようお願いします。
- (3) 就労証明書または家庭状況申告書(保護者1人につき1枚ずつ必要)…教育・保育給付認定要件を確認するための書類です。勤務先による就労状況の証明等が必要です。要件により添付書類が必要です。
- (4) 同意書…利用者負担額(保育料)算定のために世帯員の住民税の課税状況や障がいに関する手帳の保持状況などを確認させていただくことに同意をお願いします。祖父母が同居されている場合は祖父母の同意もお願いします。(押印をお忘れなくお願いします。)
- (5) 委任状…保護者以外の方が代理で申請される場合のみ必要です。

◇マイナンバー(個人番号)の確認◇

第1希望が公立施設の場合…受付時に保護者の方の本人確認を行いますので、保護者のマイナンバーカード(または個人番号通知カード等及び運転免許証等の顔写真付の身分証明書等)を持参してください。保護者以外の方が代理で申請される場合、上記委任状と一緒に、保護者のマイナンバーカード等と代理申請者の顔写真付の身分証明書等が必要です。

第1希望が私立施設の場合…面接時にマイナンバーの確認を行います。保護者のマイナンバーカード(または個人番号通知カード等及び運転免許証等の顔写真付の身分証明書等)を持参してください。

転園をご希望される方へ

転園が決定した時点で現在通っている施設には別の児童の入所が決定します。決定後はどのような理由があっても、転園を取りやめ元の施設に通い続けるということはできませんのでご了承ください。

●面接について

第1次募集で申込をされた場合は申込書を提出された保育所・認定こども園にお子さまと一緒にお越しください。その際には、母子手帳を持参してください。なお、面接の日時については裏面のとおりです。

保護者以外の方が面接に来られる場合、委任状、保護者のマイナンバーカード等と代理の方の顔写真付の身分証明書等が必要です。

第1次募集の面接日時・場所(第1希望の施設にて実施)

日	時	場 所
11月4日(火)	9:30~12:00	有滝保育園、和順こども園、まるこ保育園
	13:30~16:00	一色保育園、船江保育園
11月5日(水)	9:30~12:00	浜郷保育所、保育所きらら館、御園第二保育園、大湊保育園、有緝こども園、にこにこ保育園・にこにこ保育園第2
	13:30~16:00	えがお保育園、村松保育園
11月6日(木)	9:30~12:00	みどり保育園、めいりんこども園、キッズラボ保育園みその
	13:30~16:00	あけの保育園
11月7日(金)	9:30~12:00	ふたみ保育園、御園第一保育園、東大淀保育園、ゆたかこども園
	13:30~16:00	たけのこ保育園、なかよし保育所
11月10日(月)	9:30~12:00	明倫保育所、いせの杜保育園、中島こども園
	13:30~16:00	えがおあけぼの保育園
11月11日(火)	9:30~12:00	しごうこども園、暁の星こども園
	13:30~16:00	佐八保育園、みややま保育園
11月12日(水)	9:30~12:00	修道こども園、マリアこども園
	13:30~16:00	豊浜西保育所、中須保育園
11月13日(木)	9:30~12:00	保育所しらとり園、保育所ゆりかご園

※1 都合により、上記の日時にお越しいただけない方は、申込施設に連絡してください。

※2 入所希望者多数の場合、上記の時間内に面接ができないことがあります。

●入所の決定及び給付認定について

提出いただきました書類および面接等により、入所決定については、保育の要否、保育を必要とする度合いなどを調査し、入所の可否を決定します。また、教育・保育給付認定(2号及び3号)と保育必要量認定を行い支給認定証を交付します。通知書発送以前のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

◇保育認定基準◇ 次のいずれかに該当する場合、保育認定となります。

- (1) 保護者が労働(家事以外)をしている場合(月48時間以上)
- (2) 保護者が妊娠中のため、または出産後間がない場合
- (3) 保護者に疾病または障がいがある場合
- (4) 家庭に病人等がいて常時介護・看護が必要である場合
- (5) 保護者が災害の復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動(起業準備含む)を継続的に行っている場合
- (7) 保護者が就学(職業訓練等含む)をしている場合
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合

※ただし、上記の基準に該当する家庭であっても、父母以外の方が保育にあたる場合、または保育所の定員に余裕がないときなどは入所できない場合がありますのであらかじめご承知ください。

※また、保護者が伊勢市に住所を有しない児童は入所していただくことができません。伊勢市へ転入予定の方は保育課へご相談ください。

●利用者負担額(保育料)について

別冊「ご利用ガイドブック」の7ページをご確認ください。

伊勢市 健康福祉部 保育課 保育係 (TEL 21-5579)